

府委託職業訓練事業に コロナ離職者優先枠を設定

コロナ禍の影響で就職先の倒産・廃業・人員整理・解雇により離職を余儀なくされた求職者を対象に、受講に際しての選考に優先される「コロナ離職者優先枠」が設定されています。

詳しくはお問い合わせください。

対象 ハローワークに求職申し込みをし、受講あっせんを受けることができる人

募集期間 3月16日(火)～4月12日(月)

申込 ハローワーク岸和田(作才町 ☎431-5541)

問合せ 府人材育成課 (☎06-6210-9530)

その病気・症状は石綿(アスベスト)が原因かもしれません

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。心当たりのある人は、下記の機関にご相談ください。

問合せ 岸和田労働基準監督署…☎498-1012、大阪労働局…☎06-6949-6507、独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)…☎0120-389-931

教育資金を「国の教育ローン」 (日本政策金融公庫)がサポート

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。子ども1人につき350万円以内を、固定金利(年1.68%〈令和2年11月2日現在〉)で利用でき、在学期間内は利息のみの返済とすることができます。

詳しくはホームページをご確認ください。

問合せ 教育ローンコールセンター (☎0570-008656)

～岸貝クリーンセンターからのお願い～ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため ごみの直接搬入の抑制にご協力を!

急ぎでないごみの持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず直接搬入する場合は、次の事項を守ってください。

●発熱や咳がある、体調がすぐれない人は、ごみの搬入をご遠慮ください。

●来場の際は、必ずマスク(またはマスクに代わるもの)を着用してください(着用していない人の入場はお断りする場合があります)。

●人と人との接触を防ぐため、ごみはあらかじめ分別し、指定された場所に荷下ろししてください。

●場内では、係員の指示に従ってください。

※ クリーンセンター内で感染者や濃厚接触者が発生した場合は、一時的に直接搬入を停止することがあります。

問合せ 岸和田市貝塚市クリーンセンター (☎436-5389)

コミュニティ活動の振興に 宝くじの助成金を活用しています

宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とするコミュニティ助成事業があります。

この助成金を活用し、今年度は、山滝・葛城上地区公民館の2館に多目的トイレを整備しました。

問合せ 生涯学習課 (☎423-9615)



家庭用生ごみ処理機器の購入費用を補助します

家庭で生ごみの再資源化と減量を行うために家庭用生ごみ処理機器を購入した場合、費用の一部を補助します。購入後90日以内に申請してください。

補助金額 購入費用の2分の1
上限額 ▼電動式生ごみ処理機器：2万円 ▼電源不要

の生ごみ処理機器(コンポストやEMバケツなど)：
問合せ 廃棄物対策課減量推進担当 (☎423-9465)

新聞・雑誌・ダンボールなどは集団回収へ

ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、新聞や雑誌、ダンボール、古布は町会・自治会などで実施する集団回収に出しましょう。

「雑がみ(お菓子の紙袋や包装紙、プリント類など)」が含まれています。可燃ごみを減らし、紙のリサイクルを進めるため、雑がみの分別に

協力をお願いします。
※ 集団回収での雑がみ、古布の取り扱いには、実施団体にお問い合わせください。
問合せ 廃棄物対策課減量推進担当 (☎423-9465)

尿くみ取りの変更があれば手続きを

し尿くみ取りしている世帯で、転出入、転居、出生、死亡などで住所や世帯人員に変更があった場合や、公共下水

や浄化槽になり、くみ取りが不要になった場合は必ず手続きしてください。

申請方法 印鑑を持参し、市民課または各市民センター、山滝支所(内畑町)へ
問合せ 廃棄物対策課地域美化担当 (☎423-9444)

兵主神社社叢に 説明板を設置しました

昨年12月、兵主神社内にある社叢に説明板を設置しました。

社叢とは、神社にある森のことをいいます。本社叢は、クスノキやクロガネモチなど様々な木々が本殿を取り囲むように生い茂っており、市指定の天然記念物になっています。

近くまでお越しの際は、ぜひご覧ください。

問合せ 郷土文化課 (☎423-9688)



本殿手前の参道横に設置されています

4月から中小企業にも 「パートタイム・有期雇用労働法」 「同一労働同一賃金ガイドライン」 が適用されます

4月から中小企業にも「パートタイム・有期雇用労働法」及び「同一労働同一賃金ガイドライン」が適用されます。

「同一労働同一賃金」の実現は、同一企業内での雇用形態の違いによる不合理な待遇差を解消し、どんな働き方でも納得のいく処遇を受けられ、多様な働き方を自由を選択可能にするものです。

中小企業においては、法律などに沿った雇用管理の実現に向けて取り組みの推進をお願いします。

問合せ 大阪労働局雇用環境・均等部指導課 (☎06-6941-8940)